

商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い

(目的)

第1条 この要綱は、商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則(以下「取引証拠金規則」という。)に基づき、当社が定める事項及び同規則の運用にあたり必要な事項について規定する。

(想定損失相当額の算出方法)

第1条の2 取引証拠金規則第4条第1号、第12条の2第1項及び別表1a(a)に規定する当社が定める方法は、別表1「想定損失相当額の算出に関する表」に定める方法とする。

(取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量及び判定基準数量)

第2条 取引証拠金規則第8条第1項から第3項までに規定するリスク量として当社が定める数量及び当社が定める判定基準数量は、次の各号に掲げる基準に基づき、別表1の2「取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量及び判定基準数量の算出に関する表」により算出される数量とする。

(1) 流動性基準

(2) 集中基準

2 当社は、前項に規定する判定基準数量を前月の末日(休業日に当たるときは順次繰り上げる。)を算出基準日として毎月算出し、当月の初日(休業日に当たるときは順次繰り下げる。)に公表する。

3 前項の規定により公表した判定基準数量は、当月の3日目(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)の日から適用する。

4 当社が取引証拠金規則第8条第1項から第3項までの規定に基づき取引証拠金所要額の引上げを行う場合の引上げ額は、別表2「取引証拠金所要額の引上げを行う場合の取引証拠金所要額割増額の算出に関する表」により算出される額とする。

(破綻時証拠金)

第3条 取引証拠金規則第9条第1項に規定する一の清算参加者が負っているものと想定される破綻時証拠金は、計算上清算基金所要額から適用清算基金所要額を差し引いて得た額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 計算上清算基金所要額

破綻処理単位期間における商品取引債務引受業に関する業務方法書第69条の規定による清算基金の特則を適用せず、同第68条第1項各号の規定に基づき計算した場合の清算基金所要額

(2) 適用清算基金所要額

破綻時処理単位期間における商品取引債務引受業に関する業務方法書第 69 条の規定による清算基金所要額

- 2 取引証拠金規則第 9 条第 1 項に規定する取引証拠金所要額の引上げ基準は、前項に定める破綻時証拠金の額が正の額になった場合に該当したものとする。
- 3 破綻処理単位期間の開始日の翌日以降の日において第 1 項の規定により計算された破綻時証拠金の額が、当該破綻処理単位期間における前日に計算された破綻時証拠金の額よりも少ない額である場合の破綻時証拠金の額は、当該前日に計算された破綻時証拠金の額とする。

(外国通貨の取扱い)

第 4 条 取引証拠金規則第 10 条で規定する当社が指定する通貨は、円貨及びアメリカ合衆国通貨とする。

- 2 取引証拠金規則第 14 条、第 18 条及び第 23 条で規定する当社が定める率は、アメリカ合衆国通貨の場合は、100 分の 94 とする。

(取引証拠金の事前割増額の取扱い)

第 4 条の 2 取引証拠金規則第 12 条の 2 第 1 項に規定する取引証拠金の事前割増額の算出に用いる当社が定める割合は、指定市場開設者が休業日において立会を行う日として定める日（以下「祝日取引実施日」という。）の連続する日数及び指定市場開設者が祝日取引実施日において取引を行う先物取引に係る清算資格に応じて当社が定める割合とする。

(金銭の取扱い)

第 5 条 取引証拠金規則第 12 条及び第 13 条に定める取引証拠金の当社への預託を金銭により行う場合には、清算参加者は、当社が指定する銀行のうちから当該清算参加者が選定した銀行に設けられた当社名義の口座への振込みにより当該預託を行うものとする。

- 2 当社に取引証拠金として預託されている金銭の清算参加者への返戻は、当社が当社名義の口座から当該清算参加者が指定する口座への振込みにより行うものとする。

(日中帳入値段等)

第 6 条 取引証拠金規則第 25 条に規定する当社が定める日中帳入値段等は、各計算区域の約定値段等(ストラテジー取引による約定値段等を除く。以下同じ。)のうち日中帳入値段等算出時の直前における立会による最終の約定値段等とする。ただし、当該約定値段等がない場合には、直前の取引日の帳入値段等(取引開始日における限月取引(指定市場開設者が定める限月取引をいう。以下この条において同じ。)にあっては、納会日又は取引最終日が最も近い限月取引の帳入値段等)とする。ただし、当社が適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。

(緊急取引証拠金を預託する場合)

第7条 取引証拠金規則第26条第1項に規定する当社が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 石油先物取引のうち当社が定める限月取引について、午後1時における立会による直前の約定値段と日中帳入値段との差が、当社があらかじめ定めた数値を超えた場合
- (2) 金先物取引のうち当社が定める限月取引について、午後1時における立会による直前の約定値段と日中清算値段(当社が行う証券取引等清算業務に係る先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第20条の4に規定する日中清算値段をいう。)との差が、当社があらかじめ定めた数値を超えた場合
- (3) 指数先物取引のうち当社が定める限月取引について、午後1時における立会による直前の約定数値と日中清算数値(当社が行う証券取引等清算業務に係る先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第20条の4に規定する日中清算数値をいう。)との差が、当社があらかじめ定めた数値を超えた場合
- (4) 国債証券先物取引のうち当社が定める限月取引について、午後1時における立会による直前の約定値段と日中清算値段(当社が行う証券取引等清算業務に係る先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第20条の4に規定する日中清算値段をいう。)との差が、当社があらかじめ定めた数値を超えた場合

2 当社が行う証券取引等清算業務に関する業務方法書の取扱い第20条の5第1項の規定は、前項第4号の午後1時における立会による直前の約定値段について準用する。この場合において、同第20条の5第1項第1号中「午後3時2分」とあるのは「午後1時」と、「立会」とあるのは「午後立会」と読み替えるものとする。

(緊急帳入値段等)

第8条 取引証拠金規則第28条に規定する当社が定める緊急帳入値段等は、各計算区域の約定値段等のうち緊急帳入値段等算出時の直前における立会による最終の約定値段等とする。ただし、当該約定値段等がない場合には、直前の取引日の帳入値段等(取引開始日における限月取引(指定市場開設者が定める限月取引をいう。以下この条において同じ。))にあつては、納会日又は取引最終日が最も近い限月取引の帳入値段等)とする。ただし、当社が適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。

(委託分及び商品清算取引分のポジション申告)

第9条 取引証拠金規則第33条に規定する当社が定める時限は、当日の午後7時とする。

(差換預託LG契約に係る契約額の届出)

第10条 取引証拠金規則第52条第1項に規定する契約額の届出の方法及び同第54条に規定する差換預託LG契約に関し必要な事項は、「差換預託LG契約に関する取扱要綱」によるものとする。

(直接預託LG契約に係る契約額の届出)

第 11 条 取引証拠金規則第 55 条第 1 項及び同第 56 条第 1 項に規定する当社の承認を受ける方法、同第 57 条第 1 項に規定する契約額の届出の方法並びに同第 59 条に規定する直接預託 LG 契約に関し必要な事項は、「直接預託 LG 契約に関する取扱要綱」によるものとする。

(充用有価証券等)

第 12 条 取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金及び清算取次証拠金の充用有価証券等に関する事項は、別表 3 に定める。

(国債証券の取扱い)

第 13 条 清算参加者は、別表 3 第 2 項に規定する国債証券を当社に預託する場合には、日本銀行に設けられた当社名義の口座への振替により当該預託を行うものとする。

(株券等の取扱い)

第 14 条 清算参加者は、次の各号に掲げる有価証券を当社に預託する場合には、株式会社証券保管振替機構に開設された当社名義の口座への振替により当該預託を行うものとする。

(1) 別表 3 第 2 項に規定する株券、投資信託の受益証券、外国投資信託の受益証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券、債券(国債証券及び新株予約権付社債券を除く。)及び転換社債型新株予約権付社債券

(2) 別表 3 第 2 項に規定する投資証券のうち国内の金融商品取引所に上場されているもの

2 当社は、次の各号に掲げる預託有価証券に係る保管振替機構に対する報告を預託元の清算参加者に委託し、当該委託を受けた清算参加者は保管振替機構に対し当該報告を行うものとする。この場合において、当該委託を受けた清算参加者は他の者をして当該報告を行わせることができる。

(1) 内国法人の発行する株券に係る特別株主管理事務委託状況の報告

(2) 投資信託の受益証券に係る特別受益者管理事務委託状況の報告

(3) 投資証券に係る特別投資主管理事務委託状況の報告

(4) 受益証券発行信託の受益証券に係る特別受益者管理事務委託状況の報告

(充用有価証券からの除外)

第 15 条 国内の金融商品取引所に上場されている株券(投資信託の受益証券、外国投資信託の受益証券、投資証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を含む。以下同じ。)が、その上場されている国内のすべての金融商品取引所において、当該金融商品取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合(次の各号に掲げる場合を除く。)には、該当した日の翌日から、当該株券及び当該株券(当該投資信託の受益証券、外国投資信託の受益証券、受益証券発行信託の受益証券

及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。)の発行者が発行する社債券を、取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金及び清算取次証拠金の充用有価証券から除外する。

- (1) 当該株券の発行者が株式交換又は株式移転により金融商品取引所に株券が上場されている会社(以下「上場会社」という。)の完全子会社となる場合
 - (2) 当該株券の発行者が上場会社に吸収合併される場合
 - (3) その他当該株券が上場廃止となる場合であって当該株券と引換えに交付される株券が金融商品取引所に速やかに上場される見込みがあるとき
- 2 前項の規定は、取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金及び清算取次証拠金の充用有価証券である債券の発行者が当該債券の期限の利益を喪失した場合の当該債券について準用する。

付 則

- 1 この規則は、令和2年7月27日から施行する。
- 2 清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、この規則を適用することが適当でないと当社が認める場合には、商品先物取引に係る取引証拠金及び支払不能等による債務引受停止の場合における未決済約定の取扱いその他必要な事項について、当社がその都度定める。

付 則(令和2年10月5日)

この改正規定は、令和2年10月5日から施行する。

付 則(令和3年1月12日)

この改正規定は、令和3年1月12日から施行する。

付 則(令和3年4月1日)

この改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

付 則(令和3年7月5日)

この改正規定は、令和3年7月5日から施行する。

付 則(令和3年8月10日)

この改正規定は、株式会社大阪堂島商品取引所の商号変更に係る同社の定款変更の効力が発生する日又は農林水産大臣及び経済産業大臣の認可の日のいずれか遅い日から施行する。

付 則(令和3年10月11日)

この改正規定は、令和3年10月11日から施行する。

付 則(令和4年4月4日)

この改正規定は、令和4年4月4日から施行する。

付 則(令和4年7月4日)

この改正規定は、令和4年7月4日から施行する。

付 則(令和4年9月21日)

この改正規定は、令和4年9月21日から施行する。

付 則(令和4年10月11日)

この改正規定は、令和4年10月11日から施行する。

付 則(令和4年12月12日)

この改正規定は、令和4年12月12日から施行する。

付 則(令和5年3月6日)

この改正規定は、令和5年3月6日から施行する。

付 則(令和5年6月12日)

この改正規定は、令和5年6月12日から施行する。

付 則(令和5年9月11日)

この改正規定は、令和5年9月11日から施行する。

付 則(令和5年11月6日)

- 1 この改正規定は、令和5年11月6日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和5年11月6日以後の当社が定める日から施行する。

付 則(令和5年12月11日)

この改正規定は、令和5年12月11日から施行する。

付 則(令和6年8月13日)

- 1 この改正規定は、令和6年8月13日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和6年8月13日以後の当社が定める日から施行する。

付 則(令和7年9月16日)

この改正規定は、令和7年9月16日から施行する。

付 則(令和8年3月23日)

この改正規定は、令和8年3月23日から施行する。

付 則(令和8年4月1日)

この改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

想定損失相当額の算出に関する表

想定損失相当額は、次の a 及び b に定める変動額のうち、当該変動額の合計額が大きい順に並べて 99% に相当する額をカバーする水準に基づいて当社が定める方法により算出する額とする。ただし、当社が別に定める先物取引にあつては、当社が別に定める方法により算出する額とする。

a 参照期間内想定変動額

参照期間内想定変動額とは、参照期間におけるヒストリカルシナリオから想定される各銘柄の価値の変動額をいう。

(注 1) 参照期間とは、算出基準日から起算して 1,250 日前から算出基準日までをいう。ただし、当該期間が適当と認められない場合には、当社が定める期間とする。

(注 2) ヒストリカルシナリオとは、各銘柄について、当社が定める日数の帳入値段の変動を基に当社が別に定める方法により一定の調整を行って組成したシナリオをいう。

b ストレスシナリオ想定変動額

ストレスシナリオ想定変動額とは、極端ではあるが現実には起こり得る市場環境として当社が定めるシナリオから想定される各銘柄の価値の変動額をいう。

別表1の2

取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量及び判定基準数量の算出に関する表

1. 流動性基準に基づくリスク量及び判定基準数量の算出方法

(1) リスク量

流動性基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量は、一の取引参加者の自己の計算による建玉、委託者の委託に基づく建玉又は委託者の委託に基づく任意に細分化した単位の建玉のそれぞれについて、エネルギー先物等清算対象商品グループ(原油先物取引、ガソリン先物取引及び灯油先物取引の各限月取引のうち、当社が定めるものをいう。以下同じ。)について、次の計算式により算出される数量(当該数量が負となる場合はゼロ)とする。なお、計算式における用語の意義は、次のa及びbに定めるとおりとする。

流動性基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量
＝一の取引日の終了時点における流動性基準額換算後銘柄別ネット建玉数量の合計
値の絶対値から次号に掲げる判定基準数量を差し引いた数量

- a 流動性基準額換算後銘柄別ネット建玉数量とは、次の計算式により算出される数量をいう。

流動性基準額換算後銘柄別ネット建玉数量

＝一の取引日の終了時点における当該一の清算参加者の各銘柄のネット建玉数量(買建玉数量から売建玉数量を差し引いた数量をいう。以下同じ。)×当該取引日の終了時点における各銘柄の銘柄間取引高・建玉調整係数

- b 銘柄間取引高・建玉調整係数とは、次の計算式により算出される値とする。

銘柄間取引高・建玉調整係数

＝ベータ値×デルタ値×原資産終値比率×取引単位調整比率

(注1)ベータ値は、各銘柄と当社がエネルギー先物等清算対象商品グループについて定める被換算対象銘柄との相関係数を基に当社が定める係数とする。

(注2)デルタ値は、各銘柄が先物取引である場合は1とする。

(注3)原資産終値比率は、被換算対象銘柄の原資産終値と各銘柄の原資産の当該取引における終値を基に当社が定める係数とする。

(注4)取引単位調整比率とは、次の計算式により算出される値とする。

取引単位調整比率

＝各銘柄の取引単位÷被換算対象銘柄の取引単位

(2) 判定基準数量

流動性基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いる判定基準数量は、指定商品市場における取引高について、エネルギー先物等清算対象商品グループについて、次の計算式により算出される数量とする。なお、計算式における用語の意義は、次の a から c までに定めるとおりとする。

流動性基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いる判定基準数量
＝判定基準数量算定期間における各取引日の基礎取引高の平均値×流動性基準額調整係数×想定保有期間

- a 判定基準数量算定期間とは、前月の末日(休業日に当たるときは順次繰り上げる。以下同じ。)に終了する取引日から起算して 60 日前(休業日を除外する。)から前月の末日までをいう。
- b 各取引日の基礎取引高とは、一の取引日の当該指定商品市場における各銘柄の取引高に、当該各銘柄に係る前号 b に規定する銘柄間取引高・建玉調整係数を掛け合わせたものの合計値をいう。
- c 流動性基準額調整係数は、当社が定める係数とする。
- d 想定保有期間は、1 とする。

2. 集中基準に基づくリスク量及び判定基準数量の算出方法

(1) リスク量

集中基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量は、一の取引参加者の自己の計算による建玉、委託者の委託に基づく建玉又は委託者の委託に基づく任意に細分化した単位の建玉のそれぞれについて、エネルギー先物等清算対象商品グループについて、次の計算式により算出される数量とする。なお、計算式における用語の意義は、次の a 及び b に定めるとおりとする。

集中基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量
＝一の取引日の終了時点における集中基準額換算後銘柄別ネット建玉数量の合計値から次号に掲げる判定基準数量を差し引いた数量（当該集中基準額換算後銘柄別ネット建玉数量の合計値が負となる場合は判定基準数量を加えた数量）

(注) 集中基準額換算後銘柄別ネット建玉数量の合計値の絶対値から判定基準数量を差し引いた数量が負となる場合はゼロとする。

- a 集中基準額換算後銘柄別ネット建玉数量とは、次の計算式により算出される数量をいう。

集中基準額換算後銘柄別ネット建玉数量

＝一の取引日の終了時点における当該一の清算参加者の各銘柄のネット建玉数量×
当該取引日の終了時点における各銘柄の銘柄間取引高・建玉調整係数

- b 銘柄間取引高・建玉調整係数とは、前項第1号bに規定する銘柄間取引高・建玉調整係数とする。

(2) 判定基準数量

集中基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いる判定基準数量は、指定商品市場における建玉残高について、エネルギー先物等清算対象商品グループについて、次の計算式により算出される数量とする。なお、計算式における用語の意義は、次のaからcまでに定めるとおりとする。

集中基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いる判定基準数量

＝判定基準数量算定日における基礎建玉残高×集中基準額調整係数×想定保有期間

- a 判定基準数量算定日は、前月の末日をいう。
- b 基礎建玉残高とは、判定基準数量算定日の当該指定商品市場における各銘柄の建玉残高に、当該各銘柄に係る前号bに規定する銘柄間取引高・建玉調整係数を掛け合わせたものの合計値をいう。
- c 集中基準額調整係数は、当社が定める係数とする。
- d 想定保有期間は、1とする。

別表 2

取引証拠金所要額の引上げを行う場合の取引証拠金所要額割増額の算出に関する表

取引証拠金所要額割増額は、一の取引参加者の自己の計算による建玉、委託者の委託に基づく建玉又は委託者の委託に基づく任意に細分化した単位の建玉のそれぞれについて、エネルギー先物等清算対象商品グループについて、次の計算式により算出される額とする。ただし、当社が適当でないと認める場合は、当社がその都度定める額とする。なお、計算式における用語の意義は、別表 1 の 2 に定めるほか、次の a 及び b に定めるとおりとする。

取引証拠金所要額割増額

＝流動性基準に基づく想定超過損失額又は集中基準に基づく想定超過損失額のうちのいずれか大きい額

a 流動性基準に基づく想定超過損失額とは、エネルギー先物等清算対象商品グループについて、次の計算式により算出される額とする。

流動性基準に基づく想定超過損失額

＝別表 1 の 2 第 1 項第 1 号に掲げるリスク量×建玉 1 単位当たりの取引証拠金相当額×流動性基準該当時想定超過係数

(注 1) 建玉 1 単位当たりの取引証拠金相当額とは、当社が定める被換算対象銘柄が属する商品の各限月取引の売付け及び買付けにおける建玉 1 単位当たりの想定損失相当額を平均した額をいう。

(注 2) 流動性基準該当時想定超過係数とは、次の計算式により算出される係数とする。

流動性基準該当時想定超過係数

$$= \sqrt{\frac{\text{流動性基準額保有日数倍率}}{3}}$$

(注 2-1) 流動性基準額保有日数倍率とは、次の計算式により算出される日数とする。

流動性基準額保有日数倍率

＝別表 1 の 2 第 1 項第 1 号に掲げるリスク量÷同項第 2 号に掲げる判定基準数量

b 集中基準に基づく想定超過損失額とは、エネルギー先物等清算対象商品グループについて、次の計算式により算出される想定超過損失相当額の絶対値とする。

集中基準に基づく想定超過損失額

＝別表１の２第２項第１号に掲げるリスク量×建玉１単位当たりの取引証拠金相当額×
集中基準該当時想定超過係数

(注１)建玉１単位当たりの取引証拠金相当額とは、当社が定める被換算対象銘柄が属する商品の各限月取引の売付け及び買付けにおける建玉１単位当たりの想定損失相当額を平均した額をいう。

(注２)集中基準該当時想定超過係数とは、次の計算式により算出される係数とする。

集中基準該当時想定超過係数

$$= \sqrt{\frac{\text{集中基準額保有日数倍率}}{3}}$$

(注２－１)集中基準額保有日数倍率とは、次の計算式により算出される数とする。

集中基準額保有日数倍率

＝別表１の２第２項第１号に掲げるリスク量の絶対値÷同項第２号に掲げる判定基準数量

別表 3

充用有価証券等の種類及びその充用価格等に関する表

- 1 取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金及び清算取次証拠金の充用有価証券等の充用価格は、当該充用有価証券等の差入日又は預託日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)における時価に当社の定める率を乗じた額(委託証拠金、取次証拠金及び清算取次証拠金の充用有価証券等の充用価格にあつては、当社の定める率を乗じた額を超えない額)とする。ただし、当社は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認めた場合には、充用価格を変更することができる。
- 2 前項の充用有価証券等の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。

有価証券等の種類		時価	時価に乗すべき率
国債証券(物価連動国債にあつては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	日本証券業協会が売買参考統計値を发表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値(物価連動国債にあつては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値)	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の92
	売買参考統計値が发表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	

	場されているもの	(2) 変動利付国債 a 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 99 c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 99 d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 99 (3) 物価連動国債 a 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 99 c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 97 d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 97 e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 97 f 残存期間 30 年超のもの 100 分の 97
--	----------	--

			(4) 分離元本振替 国債及び分離利息 振替国債 a 残存期間 1 年 以内のもの 100 分の 99 b 残存期間 1 年 超 5 年以内のもの 100 分の 99 c 残存期間 5 年 超 10 年以内のもの 100 分の 98 d 残存期間 10 年 超 20 年以内のもの 100 分の 94 e 残存期間 20 年 超 30 年以内のもの 100 分の 91 f 残存期間 30 年 超のもの 100 分の 87
政府保証債券	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間 1 年 以内のもの 100 分の 99 (2) 残存期間 1 年 超 5 年以内のもの 100 分の 99 (3) 残存期間 5 年 超 10 年以内のもの 100 分の 98
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上	金融商品取引所(注 1)における最終価格(注 2)	(4) 残存期間 10 年 超 20 年以内のもの 100 分の 95

	場されているもの		(5) 残存期間 20 年 超 30 年以内のもの 100 分の 93 (6) 残存期間 30 年 超のもの 100 分の 92
地方債証券(注 3)	日本証券業協会が売 買参考統計値を発表 するもの	当該売買参考統計値 のうち平均値	(1) 残存期間 1 年 以内のもの 100 分の 99 (2) 残存期間 1 年 超 5 年以内のもの 100 分の 99 (3) 残存期間 5 年 超 10 年以内のも の 100 分の 98
	売買参考統計値が発 表されていないもの のうち国内の金融商 品取引所において上 場されているもの	金融商品取引所(注 1) における最終価格(注 2)	(4) 残存期間 10 年 超 20 年以内のも の 100 分の 96 (5) 残存期間 20 年 超 30 年以内のも の 100 分の 94 (6) 残存期間 30 年 超のもの 100 分の 94
特殊債券(政府保 証債券を除く。) (注 4)			(1) 残存期間 1 年 以内のもの 100 分の 99 (2) 残存期間 1 年 超 5 年以内のもの 100 分の 99 (3) 残存期間 5 年 超 10 年以内のも の 100 分の 98
社債券(新株予約 権付社債券及び 交換社債券を除 く。)(注 3)(注 4)(注 5)	日本証券業協会が売 買参考統計値を発表 するもの	当該売買参考統計値 のうち平均値	(4) 残存期間 10 年
	売買参考統計値が発	金融商品取引所(注 1)	

	表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	における最終価格(注2)	超20年以内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92
公社債投資信託の受益証券(注7)	一般社団法人資産運用業協会が前日の時価を発表するもの	当該時価	100分の85
転換社債型新株予約権付社債券(注3)(注6)(注7) 交換社債券(注3)(注7)	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	100分の80
株券 外国投資信託の受益証券 外国投資証券 受益証券発行信託の受益証券 外国受益証券発行信託の受益証券	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	100分の70
投資信託の受益証券(公社債投資信託の受益証券を除く。)	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	
投資証券	一般社団法人資産運用業協会が前日の時価を発表するもの(注7)	当該時価	
倉荷証券(注7)	株式会社東京商品取引所及び株式会社堂島取引所が定めるところにより、取引の	最初に納会日が到来する限月取引に係る帳入値段	100分の70

	決済のための受渡しの目的物とすることができる物品の保管を証するもの		
--	-----------------------------------	--	--

(注)

1. 複数の金融商品取引所に上場している銘柄については、当社が定める順位により選択した金融商品取引所とする。
2. 最終価格については、当該金融商品取引所において気配表示が行われている場合は当該最終気配値段をいう。
3. 発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。
4. 特殊債券(政府保証債券を除く。)及び社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)については、適格格付機関(金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者及び金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいう。)から取得している格付が全てA格相当以上であること等、発行企業の信用力その他の事情を勘案して、当社が適当と認めるものに限る。
5. 社債券については、国内の金融商品取引所に上場されているもの又は国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行するものに限る。
6. 転換社債型新株予約権付社債券については、国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行するものに限る。
7. 清算参加者の自己の取引証拠金及びアフィリエイトの取引証拠金に対する充用有価証券等の範囲から除く。
- 3 前項の規定における当社が定める順位は、第一順位は、当該差入日又は預託日の前々日が毎年2月から7月までの間は前年7月から12月までの、当該差入日又は預託日の前々日が毎年8月から翌年1月までの間は1月から6月までの間における各金融商品取引所において成立した当該銘柄の売買高(売買立会により成立した普通取引(各金融商品取引所の定める普通取引をいう。)に係るものに限る。)の最も多い金融商品取引所とし、それ以降は、取引所・業界団体等コード(証券コード協議会の定めるものをいう。)の順序とする。